

## 職業能力開発総合大学校 教員 募集要項

### （建築施工およびその関連分野（鉄筋コンクリート構造））

#### 1 募集内容

- |            |                                                                                                                                                         |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 採用日     | 令和8年4月1日                                                                                                                                                |
| 2) 職位・採用者数 | 助教 1名                                                                                                                                                   |
| 3) 雇用形態    | 正規職員（常勤） ※ 任期の定めなし                                                                                                                                      |
| 4) 募集分野    | <b>建築施工およびその関連分野（鉄筋コンクリート構造）</b><br>鉄筋コンクリート造の施工を専門領域とした施工全般または構造性能評価（構造実験や構造解析）に関する分野（採用後は「建設施工・構造評価（RC）」ユニットの所属となります。）<br>※ 複数の募集分野を併願して応募することはできません。 |
| 5) 職務内容    | 職業能力開発総合大学校の教員として、総合課程（学士課程）及び職業能力開発研究学域（修士課程相当）の授業・実験・実習、職業訓練指導員の養成・研修、職業能力開発に係る調査研究等を担当していただきます。その他、付随する業務についても担当していただくことがあります。                       |
| 6) その他     | 職業能力開発総合大学校では、多彩な人材を確保し、大学力・組織力を高めるため、全ての教育訓練・研究分野において男女が均等に参画する機会を確保します。                                                                               |

#### 2 応募資格

- |          |                                                                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 必須要件  | 次の①から④までの全てに該当する方<br>① 人格高潔にして、その高い倫理観をもって業務を責任と誠意をもって遂行できる方<br>② 職務内容について、十分な指導能力を有する方<br>③ ものづくり教育に関わる優れた技能・技術・科学的知見を有する方<br>④ 教員として中核的な人材になり得るための業績を積む意志がある方 |
| 2) 助教の要件 | 次の①又は②のいずれかに該当する方<br>① 博士の学位を有する方（取得見込みの方を含む。）<br>② 修士の学位を有し、応募する専門分野に関する職務、教育・研究等の実務経験がある方                                                                     |

※ 当機構の規定により、実務経験の内容等が応募職位の要件に該当しない場合は、書類選考時にご連絡します。

### 3 待遇

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------|-----|
| 1) 契約期間         | 任期の定めなし（雇用期間の定めなし）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 2) 試用期間         | 採用の日から6か月間（試用期間中も待遇は変わりません）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 3) 給与           | <p>当機構の職員給与規程に基づき、実務経験等を考慮して決定します。</p> <div> <p>【教授の参考例】</p> <p>採用予定日に52歳、大卒後博士課程を修了し、その後、募集分野に関連するフルタイムでの実務経験がある場合</p> <p>－ 採用初年度：750万円程度、採用2年度目：850万円程度</p> <p>【准教授の参考例】</p> <p>採用予定日に45歳、大卒後博士課程を修了し、その後、募集分野に関連するフルタイムでの実務経験がある場合</p> <p>－ 採用初年度：680万円程度、採用2年度目：760万円程度</p> <p>【助教の参考例】</p> <p>採用予定日に35歳、大卒後修士課程を修了し、その後、募集分野に関連するフルタイムでの実務経験がある場合</p> <p>－ 採用初年度：540万円程度、採用2年度目：610万円程度</p> </div> <p>※ 募集期間時点の給与関係規定による試算。</p> <p>※ 年収は、俸給月額（俸給＋地域手当）及び賞与（令和6年度実績：月額の4.6か月）で試算。</p> <p>なお、採用初年度の賞与は、4月以降の8か月間の勤務として計算。</p> <p>※ 別途、給与規程に基づき、該当者には下記4）の諸手当が支給されます。</p> <p>※ 60歳に達した日後の最初の4月1日以後、職位により俸給月額の減額措置があります。</p> |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 4) 諸手当          | 扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 5) 昇給           | 年1回（55歳に達する年度まで）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 6) 賞与           | 年2回（令和6年度実績 4.6か月）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 7) 勤務場所         | 職業能力開発総合大学校（東京都小平市小川西町2-32-1）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 8) 勤務時間         | 8：45～17：00（※1か月単位の変形労働時間制の適用あり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 9) 休憩時間         | 12：15～13：00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 10) 時間外労働       | あり（令和5年度実績 月平均6.5時間）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 11) 休日・休暇等      | 週休2日制（土曜・日曜）（※1か月単位の変形労働時間制の適用あり）、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、年次有給休暇（年間20日）、特別休暇（夏季、結婚、忌引、産前・産後等）、育児休業制度、介護休業制度 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 12) 福利厚生        | 各種社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）、財形貯蓄制度 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 13) 定年等         | <p>次のとおり段階的に定年年齢を引き上げる予定としています。</p> <table> <tr> <td>令和 7年度 ～ 令和 8年度</td> <td>62歳</td> </tr> <tr> <td>令和 9年度 ～ 令和10年度</td> <td>63歳</td> </tr> <tr> <td>令和11年度 ～ 令和12年度</td> <td>64歳</td> </tr> <tr> <td>令和13年度 以降</td> <td>65歳</td> </tr> </table> <p>※ 定年後、希望により70歳までの再雇用制度あり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 令和 7年度 ～ 令和 8年度 | 62歳 | 令和 9年度 ～ 令和10年度 | 63歳 | 令和11年度 ～ 令和12年度 | 64歳 | 令和13年度 以降 | 65歳 |
| 令和 7年度 ～ 令和 8年度 | 62歳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 令和 9年度 ～ 令和10年度 | 63歳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 令和11年度 ～ 令和12年度 | 64歳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 令和13年度 以降       | 65歳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |
| 14) 受動喫煙防止措置    | 屋内禁煙                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |     |                 |     |                 |     |           |     |

## 4 応募方法

### 1) 応募書類

- ①履歴書・職務経歴書・教育研究業績書（JEED指定様式）
- ②主要論文別刷り（3編程度、査読付き論文（学位論文は不可）、コピー可）
- ③大学の卒業証明書（修士課程修了者については、学部卒業証明書及び修士課程修了証明書、博士課程修了者については、学部卒業証明書、修士課程修了証明書及び博士課程修了証明書）  
※卒業証書又は学位記のコピーは、証明書として認められないのでご注意ください。
- ④大学の学業成績証明書（修士課程修了者については学部及び修士課程の学業成績証明書、博士課程修了者については学部、修士課程及び博士課程の学業成績証明書）

※ 応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。また、提出していただいた個人情報は、当機構の採用活動及び採用後の雇用管理情報以外の目的に使用することはありません。  
(採用に至らなかった方の個人情報は、選考終了後、情報漏洩のないよう適切な方法で破棄します。)

### 2) 提出方法

上記の応募書類のうち、①～②は電子データ、③～④は郵送でご提出ください。

#### (1) 応募書類①～②の提出形式等

- ①履歴書・職務経歴書・教育研究業績書のファイル名を次のとおり変更してください。  
▶ 職業大教員応募【履歴書等】(氏名).xlsx ※ Excelファイルで提出
- ②主要論文別刷りを1編ごとにPDFファイル化し、ファイル名を次のとおり変更してください。  
▶ 職業大教員応募【主要論文●】(氏名).pdf ※ PDFファイルで提出  
※ 「●」は、1～3の数字（4編以上提出する場合はその数字）としてください。

#### (2) 応募書類①～②の提出方法（以下のいずれかの方法により提出してください。）

##### ■ 提出用クラウドサービスを利用

次のURL（提出用クラウドサービス）にアクセスし、画面の指示に沿って応募書類をアップロードしてください。アップロードが正しく完了するとアップロード完了画面が表示されます。

<https://jeed-box.ent.box.com/f/2df3a1dac015493c875e8fe7befb6165>

##### ■ 電子メールを利用

件名を「職業大教員応募書類の提出（氏名）」とし、下記のメールアドレスあてに送付してください。

[saiyou@jeed.go.jp](mailto:saiyou@jeed.go.jp)

※ 指定のメール件名以外での提出は、受付できない可能性がありますのでご注意ください。

※ 電子メールにより提出する場合は、提出先メールアドレスをよくお確かめの上、添付ファイルにはパスワードを設定し、送信するようにお願いします。

※ 添付ファイルのサイズが8MBを超える場合は、提出用クラウドサービスを利用してご応募ください。

#### (3) 応募書類③～④の提出方法【郵送による提出】

次のあて先にご郵送ください。

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号（高度訓練センター内）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

総務部人事課人事第四係 あて

※ 「教員応募書類」と朱書きして、書留郵便にて送付してください。

### 3) 応募締切日

令和7年9月22日（月）まで（郵送する書類（応募書類③～④）については当日消印有効）

※ 募集要項とともに「応募書類提出用マニュアル」を掲載していますのでご確認ください。

※ 期限を過ぎてのご提出については、受付できませんので、時間には余裕をもってご提出をお願いします。

※ 「@yahoo.com」アドレスからのメールはJEEDのメールサーバの仕様により受信できません。

## 5 選考方法

### 1) 第 1 次 選 考 (書 類 選 考)

- ・応募書類により書類選考を行います。
- ・令和7年10月下旬頃に選考結果及び第2次選考日程等を記した書面を発送します。

### 2) 第 2 次 選 考 (面接及び模擬講義)

- ・令和7年11月4日～7日に職業能力開発総合大学校（東京都小平市）において、面接及び模擬講義を実施します。  
なお、模擬講義の概要は「別紙」を参照してください。
- ・具体的な日程及び内容については、第1次選考の合格通知に合わせてお知らせします。

### 3) 第 3 次 選 考 (幹 部 面 接)

- ・令和7年12月上旬頃に当機構本部（千葉県千葉市美浜区）にて、幹部面接を実施します。
- ・具体的な日程及び内容については、第2次選考の合格通知に合わせてお知らせします。

- ※ 第2次選考及び第3次選考は、それぞれ第1次選考及び第2次選考の合格者を対象として実施します。
- ※ 受験等に要する交通費、宿泊費等は自己負担となります。
- ※ 選考日程は現時点の予定であり、多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

#### 【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
総務部人事課人事第四係 吉見、山本  
TEL.043-213-6126,6127  
E-mail [saiyou@jeed.go.jp](mailto:saiyou@jeed.go.jp)

## 模擬講義の実施について

### 1 模擬講義について

#### （１）講義内容

「鉄筋コンクリート造施工」

#### （２）実施方法

模擬講義では、下記２〔講義項目〕の「⑤ コンクリートの配合計画、打設計画、受入検査」のうち、「コンクリートの打設計画」若しくは「コンクリートの受入検査」のいずれかを選択いただき、受験者自身が準備したパワーポイントを使用し、10 分間の模擬講義の実演を行い、実演後に質疑応答（10 分程度）を行います。

#### （３）模擬講義環境

会場には、プロジェクタ、スクリーン、PC（投影用）、レーザポインタ、ホワイトボード、模擬講義用資料（パワーポイント印刷物）を準備します。

試験官を学生と想定して授業を進めてください。ただし、試験官は発言や質問への回答は行いません。

### 2 講義内容「鉄筋コンクリート造施工」について

〔目的〕 鉄筋コンクリート造の施工方法、規則等について講義を行う。講義・演習を通じて、鉄筋コンクリート造建物の施工計画、現場管理、施工方法・関連法規・規則を理解、習得することを目的とする。

〔概要〕 鉄筋コンクリート造の施工方法、規則等について鉄筋コンクリート造建築物の施工手順に沿って講義を実施します。本講義と並行して実物大相当の鉄筋コンクリート造建物を制作する実習も行います。そのため、本講義では施工の要点、管理手法や評価基準等の説明を行う必要があります。

#### 〔講義項目〕

- ① 施工計画概要、現場の調査
- ② 仮設工事、地業工事、
- ③ 地下工事、基礎の型枠の建込と配筋作業
- ④ 型枠の構造計画・計算
- ⑤ コンクリートの配合計画、打設計画、受入検査
- ⑥ 柱の配筋の加工・組立、定着長さ、継手の方法について
- ⑦ 柱の型枠加工図と建込方法について
- ⑧ 配筋検査と工事写真の役割
- ⑨ 梁の配筋の加工・組立と梁の型枠の建込
- ⑩ 壁の配筋と型枠作業並びに開口部の納まり
- ⑪ スラブの主筋と型枠の加工、割付計画
- ⑫ スラブの型枠と支保工の設置
- ⑬ コンクリートの養生ならびに脱型
- ⑭ 工事の手直しと提出書類について
- ⑮ 解体計画と産業廃棄物の処理について
- ⑯ まとめ